

船舶事故調査報告書

平成24年8月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成23年5月29日 20時30分ごろ
発生場所	島根県隠岐諸島北方66海里（M）付近 （概位 北緯37°23.9′ 東経133°27.6′）
事故調査の経過	平成23年7月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第七十八 ^{こうよう} 興洋丸、124トン 131892、有限会社山北鮮魚センター 33.76m×7.00m×3.10m、鋼 ディーゼル機関、294kW、平成2年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成9年6月17日 免状交付年月日 平成21年8月3日 免状有効期間満了日 平成27年7月19日 甲板員A 男性 51歳 海技免状 なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか8人が乗り組み、隠岐諸島北方70M付近のかにかご漁の漁場で平成23年5月25日から操業を行い、29日にも、かにかご（以下「かご」という。）投入を南西に向けて低速力で航行しながら行っていたが、15個目のかごを投入し終えた20時30分ごろ、北緯37°23.9′ 東経133°27.6′ 付近において、後部甲板の最船尾でかご投入作業に従事していた一等航海士が、叫び声を聞き、甲板員Aが落水したことに気付いた。</p> <p>操舵室で操業の指揮に当たっていた船長は、一等航海士から報告を受け、直ちに本船を反転させて落水現場に急行するとともに、漁具のブイ、浮力のある防舷材、救命浮環などを幾つか海面に投下させ、かごをつなぐロープを切らせた。</p> <p>甲板員Aは、海面で声を出しながら救助を求めているが、本船が近づいた20時40分ごろ海中に没した。</p> <p>本船は、海上保安庁や僚船に事故の発生を連絡し、以後、4日間にわたって航空機、巡視船、僚船などと共に捜索に当たったものの、甲板員Aを発見することができず、6月2日02時40分ごろ鳥取県境港市境漁港に</p>

	<p>帰港した。</p> <p>その後、本船は、6月末日まで、同じ海域で操業と捜索を続けたが、甲板員Aは発見できなかった。</p> <p>その後、甲板員Aは、死亡認定され、除籍された。</p> <p>(付図1 甲板員A落水時の乗組員配置 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 7</p> <p>海象：波高 約3m</p>
その他の事項	<p>本船は、本事故時、前部甲板で機関長、甲板員B、甲板員C及び機関員の4人が操業の片付けと帰港の準備を行い、後部甲板で甲板員A、一等航海士、操機長及び甲板員Dがかご投入作業を行っていたが、乗組員は、身体の自由な動きを妨げるので、甲板員Aを含め、全員が作業用救命衣を着用していなかった。また、全員が、命綱も使用していなかった。</p> <p>甲板員Aが落水するところを目撃した乗組員はいなかった。</p> <p>甲板員Aは、本事故時、帽子をかぶり、上下の雨合羽及びゴム手袋を着用し、長靴を履いていた。</p> <p>甲板員Aは、健康に問題はなく、本船には6年前に雇入れされていた。</p> <p>甲板員Aが作業していた船尾のブルワークは、高さが約80cmであった。</p> <p>船長は、漁ろう長を兼務し、本船の安全担当者でもあった。</p> <p>本船は、船内安全衛生委員会を年間1回開催していた。</p> <p>かごは、1個当たり、重さ約12kg、上面の外径約78cm、下面の外径約120cm、高さ約78cm、網の目の大きさ約9cm四方であった。</p> <p>本船は、19組のかごを保有し、かごとかごとの間隔が約50mとなるように約150個のかごをロープでつないで1組としており、一日に投入するかごは3組であり、1組の投入には約30～40分間を要した。</p> <p>本船は、かご投入中、速力約8～10ノットで航走するが、投入初期の速力は低速であった。</p> <p>本事故発生海域は、事故当時、風がやや強かったものの、本船は船尾から風を受けるように操船していたので、船体の動揺は少なかった。</p> <p>本船は、船員法が適用される漁船であり、船舶所有者には、甲板上で漁ろう作業を行う乗組員に命綱又は作業用救命衣を使用させることが義務付けられており、また、これらの使用を命じられた乗組員は、使用しなければならなかったが、船舶所有者は、本船の乗組員に対し命綱や作業用救命衣の使用について、特に細かな指示や指導を行っていなかった。</p> <p>船員法（抜粋） (安全及び衛生)</p> <p>第81条 船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>船員労働安全衛生規則（抜粋） (船員の遵守事項)</p> <p>第十六条 船員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 船員は、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十七条第一項、</p>

	<p>第六十六条第一項又は第六十八条第一項に規定する作業において命綱、安全ベルト又は作業用救命衣の使用を命ぜられたときは、当該命綱、安全ベルト又は作業用救命衣を使用しなければならない。</p> <p>(漁ろう作業)</p> <p>第五十七条 船舶所有者は、漁ろう作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>第一項の一 (略)</p> <p>第一項の二 甲板上で作業を行わせる場合は、作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。</p> <p>第一項の三～十一 (略)</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員Aは、落水して行方不明となり、後日、死亡認定された。</p> <p>本船は隠岐諸島北方66M付近でかにかご漁の操業中、甲板員Aが、最船尾でかご投入作業を行っていた際に落水し、海面で声を出しながら救助を求めているが、本船が接近したとき、海中に没して行方不明になったものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、かごを投入していた際、かごの編み目に手が指が絡み、かごに引っ張られ、船体の最船尾に設けられた高さ約80cmのブルワークを越えて落水した可能性があると考えられるが、目撃者がいなかったことから、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、甲板上で作業を行っていた乗組員が作業用救命衣も命綱も使用していなかったことから、船舶所有者及び乗組員の安全意識は欠乏していた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が隠岐諸島北方66M付近においてかにかご漁の操業中、甲板員Aが、最船尾でかごの投入作業を行っていた際、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>本船所有会社の担当者及び船長は、本事故後、乗組員に対し、操業中の作業用救命衣着用の指導を行い、乗組員もこれを実行するようになった。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶所有者は、乗組員に対し、甲板上で漁ろう作業を行う場合、命綱又は作業用救命衣を必ず使用するよう指導し、また、乗組員は、甲板上で漁ろう作業を行う場合、命綱又は作業用救命衣を必ず使用すること。 ・安全担当者は、乗組員が常に高い安全意識を持ち続けるよう指導すること。 	

付図1 甲板員A落水時の乗組員配置

